

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年 7 月 30 日（火） 午前 8 時 58 分～午前 9 時 13 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1 「狛江市第 4 次基本構想（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」は、先ほどの総合基本計画策定庁内会議において説明がありましたが、質問等ありませんか。

部 長 同会議でも述べましたが、次期基本構想が策定されていることを知らない市民が多いと感じます。市の最上位計画であるため、市民に広く知ってもらう必要があります。各委員会等でも周知を行ってもらうようお願いします。

市 長 次期基本構想が議決された際には、各委員会等において周知を図っていただくことはもちろんのこと、議論に当たっては次期基本構想に基づいて行うようにしてください。

 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2 「令和元年狛江市議会第 3 回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部 長 提出予定議案 1 から 4 までについては、現在、係数精査中のため、次回以降の庁議で審議をお願いします。

 5 「狛江市総合基本計画条例」は、狛江市第 4 次基本構想の策定について、議会の議決を求めるものです。

 6 「狛江市表彰条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う一部改正を行うものです。

 7 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、会計年度任用職員制度の導入等に伴う条例の整備を行うものです。

 8 「狛江市印鑑条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、氏に変更があった者の旧氏の印鑑登録

について規定するための一部改正を行うものです。

9「狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」は、会計年度任用職員の報酬等を定めるために制定するものです。

10「狛江市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正を行うもので、一部の施行日が10月1日のため、初日審議をお願いするものです。

11「狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の認定等に関して必要な事項を定めるための一部改正を行うもの、12「狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事項を整理するための一部改正を行うもので、それぞれ10月1日の施行のため、初日審議をお願いするものです。

13「狛江市第4次基本構想の策定に伴う関係条例の整理に関する条例」は、現在、狛江市環境基本条例及び狛江市まちづくり条例において将来都市像についての文言が盛り込まれているため、その整理のための一部改正を行うものです。

14「狛江市消防団条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び任期等の改正に伴う一部改正を行うものです。

提出予定議案15から20までについては、平成30年度決算の認定をお願いするものです。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 初日審議は提出予定議案10、11、12でよろしいですか。

部長 そのとおりです。ただし、補正予算は現在内容を精査しているため、一部初日審議になる可能性があります。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「風水害における災害対策本部開設及び警戒レベル・避難情報発令に向けた態勢（案）について」の説明をお願いします。

部長 3月29日に内閣府の避難勧告に関するガイドラインが改定され、市においては狛江市風水害に関する事前行動計画を修正し、今出水期から、避難準備・高齢者等避難開始が警戒レベル3、避難指示及び避難勧告は警戒レベル4として運用を開始しています。

従前において、災害対策本部の開設及び警戒レベル・避難情報の発令には、市長の承認が必要でしたが、市長不在時の対応については具体的に示されて

いませんでした。そのため、地域防災計画に記載されている内容及び過去の風水害時に市で行われてきた対応について資料のとおり整理しました。

1 ページでは、地域防災計画に記載されている水防態勢の種別と風水害発生前に行われてきた臨時庁議の位置付けについて整理しています。

2・3 ページでは、近年発生した風水害の状況を踏まえて、各警戒態勢の開始時期及び参集者について整理しており、2 ページは風水害について、3 ページは、土砂災害警戒情報が運用される東野川四丁目 30 番の一部を念頭に、警戒の開始時期及び対応が必要となる各課の参集者等を記載しています。

4 ページには、狛江市地域防災計画（風水害編）に記載されている風水害時における災害対策本部開設及び警戒レベル・避難情報発令までの流れを具体的に記載しており、風水害時の緊急事態に限り、複数の部長級職員の判断により、警戒レベル・避難情報を発令するための一定の基準、目安を設けています。

市 長 今後必要になってくる対応はありますか。

部 長 地域防災計画や各マニュアルにあるものを反映しており、必要に応じてマニュアル等も適宜修正していきます。

市 長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項 1 「(仮称) 狛江市子育て・教育支援複合施設に係る愛称の募集について」を報告してください。

部 長 募集期間は 8 月 15 日から 9 月 13 日までとし、様々なアイデアを募るため、参加資格は問わず広く募集します。選定基準については、施設の設置目的を理解し、施設の愛称としてわかりやすく、覚えやすく、親しみ、好感が持てる愛称であること等を総合的に評価した上で選定することとします。

10 月・11 月頃に愛称を決定し、採用された方には、オープニングセレモニーの際に表彰を行うとともに、記念品を贈呈する予定です。

なお、愛称の決定と併せて、正式名称についても決定したいと考えています。

市 長 愛称は条例に規定しますか。

部 長 条例に規定する予定です。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項 2 「狛江市職員のためのこころの健康づくりビジョンについて」を報告してください。

部 長 この度、中央安全衛生委員会からメンタルヘルス対策推進委員会に諮問を行い、その答申を受けて「狛江市職員のためのこころの健康づくりビジョン」を策定しました。

本ビジョンは、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、各事業所における心の健康づくり計画として策定したもので、内容

としては、メンタルヘルス不調に対する一般的な3つの予防である1次予防、2次予防、3次予防について取り組むだけではなく、職員一人ひとりの個性を理解し、いきいきとした快適職場づくりを推進するため、職場内のコミュニケーションの促進を図るための0次予防に取り組むことを重点としています。

また、今後、本ビジョンの考え方を基に、産業医による健康講座を予定しています。

市長 メンタルヘルスは、組織及び職員にとって大切なものなので、周知をお願いします。また、管理職は本ビジョンを理解し、職員のメンタルヘルスに常に留意するようにしてください。

報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 東京カンパチジャックの実施結果についてです。

7月27日に東京カンパチジャックを開催しました。

当日は台風による天気の影響が心配されていましたが、イベント中は幸いにも好天に恵まれ、メインイベントのカンパチの掴み取りの参加者95人を含め、多くの来場者で賑わいました。

イベント開催に当たり、協力いただいた職員に御礼申し上げます。

市長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月6日午前9時から開催します。